

## ◎防府市のパブリックコメント

「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の案の段階で広く公表し、市民等に意見等の提出を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。この手法は、市民等からの意見提出方法が多様である（持参、郵送、Eメール、ファクシミリ）ことから、市民等にとっては参画しやすい手法といえます。

手法名は、「パブリックコメント」、「意見提出手続」、「市民意見提出手続」、「意見公募手続」とさまざまですが、本市では一般的に呼ばれている「パブリックコメント」としてしています。

この手法は、国、県等で導入されており（山口県は実施要綱により平成14年度から導入）、本市では、「防府市パブリックコメント実施要綱（平成19年2月1日制定、同年4月1日施行）」に基づいて実施しています。《防府市参画及び協働の推進に関する条例第10条の解説より》

### 1. 計画や条例等の案の策定とパブリックコメント実施の判断について

実施機関（原課）が策定する「案」について、パブリックコメントを実施するかどうかの判断。（パブリックコメントの対象案件については、防府市パブリックコメント実施要綱第3条を参照。）

### 2. パブリックコメント実施予定について

#### ①実施予定を市ホームページに掲載（必須）

市民活動推進課が作成した「パブリックコメント実施予定」のページに、開始日1か月程度前から掲載します。

#### パブリックコメント実施予定

[Twitter](#) [いいね!](#) [通常ページへ戻る](#) 掲載日：2017年11月13日更新

この表は、意見募集を予定している事業の一覧です。

事業	事業の概要	意見募集時期（予定）	問合せ先・所管課
防府市障害福祉計画（第5期計画）・防府市障害児福祉計画（第1期計画）（案）	市では、障害福祉サービス等を提供するための体制整備や事業の円滑な実施を図るため、防府市障害福祉計画（第5期計画）及び防府市障害児福祉計画（第1期計画）を策定します。	平成29年11月以降	健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係 0835-25-2387
第9次防府市高齢者保健福祉計画（案）	老人福祉法と介護保険法に基づき、高齢者保健福祉施策の方向性や内容を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を実施するために策定する計画です。計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間です。	平成29年12月以降	健康福祉部 高齢福祉課 0835-25-2527
第5次防府市男女共同参画推進計画（案）	市では、性別に関係なく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、幅広い分野にわたる施策の一層の推進を図るため、「第5次防府市男女共同参画推進計画」を策定します。	平成29年12月以降	健康福祉部 社会福祉課 男女共同参画係 0835-25-2207
防府市自治基本条例の改正（案）	防府市自治基本条例は、市長と市議会、行政との関係や役割を明確にし、市政に関する基本的な事項を定めることで、自治の確立を図ることを目的としています。このたび、この防府市自治基本条例の見直しを行い、条文を改正します。	平成29年12月以降	総合政策部 市民活動推進課 参画協働推進係 0835-25-2253

実施予定事業の詳細につきましては所管課へお問合せください。

②市議会議員への説明会の準備（必須）

実施の1週間前までに、市議会議員への説明会を開催する。

③その他（ちらしの作成等）

**3. パブリックコメント実施中（意見募集、計画等の案の公表）について**

パブリックコメント実施（意見募集時）に関する考え方は、次のとおりです。

I. 公表する資料は、次のとおり。

- ・案：全体版
- ・案：概要版（当該計画等を作成した趣旨、目的などのほか、主となる内容）
- ・その他関連する資料（市民等が理解しやすいよう案策定までの会議資料やアンケート結果など）

II. 意見の募集期間（要綱第6条） 原則1か月以上

ここでの1か月以上は30日以上を意味します。緊急やむを得ない場合等は、これによりません。

III. 意見の受付条件、提出方法、意見書への記入要件（要綱第2条・第6条）

・意見の受付条件、提出方法

意見の提出方法が文書の場合は、郵送も可とし、消印有効で対応すること。

※ただし、口頭での意見は、受け付けません。

・意見提出用紙の必須記入事項

意見提出用紙に、意見を提出する市民等の住所、氏名又は団体名（代表者名を含む。）及び連絡先が記入された意見のみ受け付けます。匿名の意見は、受け付けません。

①市広報への掲載（必須）

**パブリックコメント(意見募集)の実施について**

次の2事案に対して、市民の皆さんからのご意見をお聴きするパブリックコメントを実施します。

事案	①防府市の都市計画に関する基本的な方針(案) ②市街化調整区域における土地利用の方針(案)
事案の概要	市では、人口減少時代に対応する将来都市構造及び市街化調整区域における土地利用の在り方を明確にするため、「防府市の都市計画に関する基本的な方針(案)」及び「市街化調整区域における土地利用の方針(案)」を策定します。
意見の提出方法 (様式不問)	「防府市の都市計画に関する基本的な方針(案)に対する意見」または「市街化調整区域における土地利用の方針(案)に対する意見」と明記の上、住所、氏名、電話番号及び意見を記入し、直接持参、または郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
意見の募集期間	11月1日(水)～30日(木)【必着】
閲覧場所等	都市計画課(3号館3階)、各出張所、各公民館、閲覧コーナー(1号館1階子育て支援課前)、文化福祉会館(勤労青少年ホーム側)、地域協働支援センター(ルルサス防府2階)、市ホームページ ※文書による閲覧は、閉庁・休館日等を除きます。 【閲覧期間:11月1日(水)～30日(木)】
結果の公表	お寄せいただいたご意見は十分に検討の上、各方針(案)の参考とし、ご意見に対する市の考え方と一緒に上記の閲覧場所等で1か月間公表します。 ※郵送、FAXまたは電子メールで提出された場合、受付済のお知らせはしません。 ※提出者の住所、氏名及び電話番号は、公表しません。 ※個々のご意見に対して、直接回答はしません。
提出先・問合せ	〒747-8501 寿町7-1 防府市 都市計画課 まち並みデザイン室 計画係(3号館3階) ☎25-2153 ☎25-2218 ✉toshikei@city.hofu.yamaguchi.jp

②市ホームページの「パブリックコメント実施中」への掲載（必須）  
 ※更新のタイミングは、意見募集期間の開始日となります。

### パブリックコメント実施中

ツイート いいね! 0 通常ページへ戻る 掲載日：2017年11月1日更新

現在、意見を募集している案件は下記のとおりです。

事案	意見募集期間	所管課	問合せ先
<a href="#">防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）</a>	平成29年11月1日	土木都市建設部	0835-25-2153
<a href="#">市街化調整区域における土地利用の方針（案）</a>	～平成29年11月30日	都市計画課	

実施事案の詳細につきましては所管課へお問合せください。

### 《事案ごとに専用のページを作成します》

#### 『防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）』及び『市街化調整区域における土地利用の方針（案）』に対するパブリックコメント（意見募集）を実施します

ツイート いいね! 3 通常ページへ戻る 掲載日：2017年11月1日更新

#### 事案の概要

##### パブリックコメント事案概要

事案	防府市の都市計画に関する基本的な方針（案） 市街化調整区域における土地利用の方針（案）
概要	市では、人口減少時代に対応する将来都市構造及び市街化調整区域における土地利用の在り方を明確にするため、「防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）」及び「市街化調整区域における土地利用の方針（案）」を策定します。
意見の募集期間	平成29年11月1日（水曜日）から平成29年11月30日（木曜日）まで
閲覧場所	都市計画課（市役所3号館3階）、閲覧コーナー（市役所1号館1階子育て支援課前）、各出張所、各公民館、文化福祉会館（勤労青少年ホーム側）、地域協働支援センター（リレラス防府2階）、【文書による閲覧は、閉庁・休館日等を除きます】
意見の提出方法	「防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）」に対する意見または「市街化調整区域における土地利用の方針（案）」に対する意見と明記の上、住所、氏名、電話番号、意見を記入し、直接持参または、郵送、Fax、電子メールのいずれかで提出ください。
結果の公表	お寄せいただいたご意見は十分に検討のうえ、計画（案）の参考とし、ご意見に対する市の考え方と一緒に、上記の閲覧場所等で1か月間公表します。 ※郵送、Faxまたは電子メールで提出された場合、受付済のお知らせはしません。 ※提出者の住所、氏名及び電話番号は、公表しません。 ※個々のご意見に対して、直接回答はしません。
提出先・問合せ先	〒747-8501寿町7番1号 防府市都市計画課まち並みデザイン室計画係(3号館3階) Tel0835-25-2153Fax0835-25-2218 MAILtoshikei@city.hofu.yamaguchi.jp

[防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）【全体版】](#) [PDFファイル/24.77MB]

[防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）【概要版】](#) [PDFファイル/4.86MB]

[目次・序章](#) [PDFファイル/1.37MB]

[第1章防府市の現況](#) [PDFファイル/3.6MB]

[第2章まちづくりの課題](#) [PDFファイル/2.12MB]

[第3章まちづくりの理念と目標](#) [PDFファイル/1.23MB]

[第4章まちづくりの基本的な方針](#) [PDFファイル/4.69MB]

[第5章まちづくりの地域別構想](#) [PDFファイル/9.73MB]

[第6章都市計画マスタープラン表現に向けて](#) [PDFファイル/1.27MB]

[付属資料](#) [PDFファイル/1.83MB]

[市街化調整区域における土地利用の方針（案）](#) [PDFファイル/2.37MB]

③閲覧場所への資料の備え置き（必須）

実施機関以外の閲覧場所として、市役所1号館1階（子育て支援課向かい）や各出張所等の出先機関に「閲覧コーナー（18箇所）」があります。

※実施機関以外の閲覧場所（18箇所の内訳）

市役所1号館1階（子育て支援課向かい）、各出張所・公民館、文化福祉会館（勤労青少年ホーム側）、地域協働支援センター



《市役所1号館1階 子育て支援課前 閲覧コーナー》

④報道機関への情報提供（必須）

⑤その他（任意）

- ・ 広告付き電子番号案内機による広報ナレーション
- ・ FMわっしょいでの広報
- ・ ちらしの作成等

**4. パブリックコメント受付終了について**

パブリックコメントの意見募集期間が終了したら、「パブリックコメント（意見募集）の実施について」のページを更新します。

**パブリックコメント受付終了**

[ツイート](#) [いいね! 0](#) [通常ページへ戻る](#) 掲載日：2017年3月28日更新

意見募集期間が終了した事業の一覧です。

事業	意見募集期間	所管課	問合せ先
現在該当している事業はありません			

受付終了事業の詳細につきましては所管課へお問合せください。

**5. 提出された意見の検討及び反映（同要綱第7条第2項）**

提出された意見を検討し「案」に反映できるものはできる限り反映するよう努めます。

**6. 意思決定**

市民等から提出された意見を考慮し、当該計画や事業の最終案を策定し、意思決定を行います。

## 7. 実施した結果の公表

「提出された意見の概要（提出者数、意見の数）」と「提出された意見に対する市の考え方」を公表します。また、提出された意見を基に計画等の案を修正したときはその内容を公表します。

公表方法は、パブリックコメント実施（意見募集）時と同様です。

※文書閲覧の公表期間は、1か月程度

（公表期間終了後、文書は回収しますが、ホームページの「パブリックコメント実施結果」のページは過去3年度分は閲覧できます。）

### 広報手段は、基本的に次のとおりです。

#### ①市広報への掲載（必須）

**新庁舎の建設について**

市では、老朽化し、耐震性能も不十分な市庁舎の建替えのため、新庁舎建設とまちづくりの関わりや新庁舎の基本的な考え方を示す「防府市庁舎建設基本構想・基本計画」を策定しました。

**パブリックコメント(意見募集)実施結果の公表について**

庁舎建設室で行った「防府市庁舎建設基本構想・基本計画(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)の結果を、次のとおり公表します。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

<b>事案</b>	防府市庁舎建設基本構想・基本計画(案)
<b>パブリックコメントの実施状況</b>	意見の提出期間 1月6日～2月6日 意見の提出者数 50人                      意見の数 72件
<b>実施結果の公表期間</b>	3月28日(火)～5月1日(月)
<b>閲覧場所等</b>	庁舎建設室(1号館2階)、閲覧コーナー(1号館1階子育て支援課前)、各出張所、各公民館、文化福祉会館(勤労青少年ホーム側)、地域協働支援センター(ルルサス防府2階)、市ホームページ【トップページ・市民の声→パブリックコメント(ご意見募集)】 ※文書による閲覧は、開庁・休館日等を除きます。

#### ②市ホームページの「パブリックコメント実施結果」への掲載（必須）

パブリックコメント実施結果

ツイート いいね! 0 [通常ページへ戻る](#) 掲載日：2017年4月21日更新

パブリックコメントを実施した事業です。  
過去については実施した事業のみの一覧です。

**平成28年度**

- ・ [「防府市ごみ処理基本計画中間年度・見直し\(案\)」](#) (平成28年8月24日～平成28年9月23日実施)
- ・ [「防府市環境基本計画中間年度・見直し\(案\)」](#) (平成28年8月24日～平成28年9月23日実施)
- ・ [「防府市公共施設保全計画\(案\)」](#) (平成28年9月8日～平成28年10月7日実施)
- ・ [「防府市空家等対策計画\(案\)」](#) (平成28年11月1日～平成28年11月30日実施)
- ・ [「防府市空家等の適正管理に関する条例の改正\(案\)」](#) (平成28年11月1日～平成28年11月30日実施)
- ・ [「防府市汚水処理施設整備構想\(案\)」](#) (平成28年11月1日～平成28年11月30日実施)
- ・ [「防府市教育振興基本計画\(見直し案\)」](#) 平成28年11月1日～平成28年11月30日実施)
- ・ [「第二次防府市生涯学習推進計画・中間年度見直し\(案\)」](#) (平成28年12月15日～平成29年1月13日実施)
- ・ [「防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正\(案\)」](#) (平成28年12月20日～平成29年1月19日実施)
- ・ [「防府市庁舎建設基本構想・基本計画\(案\)」](#) (平成29年1月6日～平成29年2月6日実施)

③閲覧場所への資料の備え置き（必須）

パブリックコメント実施中と同様、実施機関以外の閲覧場所にも資料を備え置きます。

◎据え置く資料（ホームページも同じ資料）

意見提出があった場合

- ・「提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方」
- ・計画書等

意見提出が無かった場合

- ・パブリックコメントHP様式（結果公表 - 意見なし）
- ・計画書等

④報道機関への情報提供（必須）

⑤市議会議員への情報提供（必須）

**8. パブリックコメント終了後**

パブリックコメントの一連の事務処理終了後は、当該意思決定した計画・事業等については、トップページ「市の計画・制度・統計」へ掲載し、必要に応じて各関係機関等へ配布します。

また、所属課のホームページの更新（当該計画等の策定についての掲載）も併せて行います。

## パブリックコメント



[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2013年8月21日更新

市民のみなさんのご意見をお聞かせください

### パブリックコメントの実施状況

- [パブリックコメント実施予定](#)
- [パブリックコメント実施中](#)
- [パブリックコメント受付終了](#)
- [パブリックコメント実施結果](#)

### パブリックコメントとは

パブリックコメントとは、市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等（下記パブリックコメントの対象となるもの）を決定する過程において、政策等の案の段階で広く公表し、市民等に意見等の提出を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。パブリックコメントは、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」（平成24年条例第31号）に参画の手法の一つとして定められています。

### パブリックコメントの目的

市民等の市政への積極的で幅広い参画の機会を確保し、市の政策の形成、実施及び評価の各過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等と市との協働によるまちづくりを推進しようとするものです。

[防府市パブリックコメント実施要綱\[PDFファイル/118KB\]](#)

パブリックコメント制度の対象となるもの

1. 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定または変更
2. 市政に関する基本方針を定める事項や市民等に義務を課し、または権利を制限する事項、市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項のいずれかを含む条例の制定または改廃
3. 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定または変更
4. 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

ただし、以下に掲げるものを除く。

1. 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
2. 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
3. 軽易な変更等
4. 市長等の内部の事務処理に関するもの
5. 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの

### 意見を提出できる人

1. 本市の区域内に住所を有する者
2. 本市の区域内に事務所または事業所を有するもの
3. 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
4. 本市の区域内に存する学校に在学する者
5. 本市に対し納税義務を有するもの



PDF形式のファイルをご覧になるには、Adobe Reader（無償配布）が必要です。  
まだお持ちでない方は、[Adobe Readerをダウンロード](#)して、インストールしてからご覧ください。

### このページに関するお問い合わせ先

市民活動推進課 参画協働推進係

〒747-8501 防府市寿町7番1号

国際交流室、参画協働推進係、地域振興係（4号館3階） Tel：0835-25-2253 Fax：0835-25-2558 [お問い合わせはこちら](#)

防府市パブリックコメント実施要綱

平成19年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市参画及び協働の推進に関する条例（平成24年防府市条例第31号。以下「条例」という。）第13条に規定するパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定め、市民等の市政への積極的で幅広い参加の機会を確保し、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等を決定する過程において、市長等が、当該政策等の趣旨、内容その他必要な事項を広く市民等に公表し、市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、条例第9条に規定する参画の対象とする。

(政策等の案の公表等)

第4条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、条例第13条第1項に規定する事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、条例第12条に規定する公表の方法とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、公表しようとする政策等の案及び前条の関係資料（以下「案等」という。）が相当量に及ぶことその他の理由により案等のすべてを掲載し、又は配付することが困難なときは、その一部をこれに掲載しないこと、又は配付しないことができる。この場合においては、当該案等の全体の入手又は閲覧方法を明示するものとする。

3 市長等は、案等の公表を行うことについて、市広報への掲載その他適当な方法により、広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第6条 市長等は、意見の提出期間及び提出方法を定め、案等を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が意見を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とするものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他市長が定める方法によるものとする。この場合において、住所（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）、氏名（法人等にあつては法人名及びその代表者名）及び電話番号の明記を意見の受付条件とする。

4 案等について意見を提出した市民等の氏名、名称その他当該市民等に関する情報を公表する場合には、当該案等を公表するときその旨を明示しなければならない。

（意見の処理）

第7条 市長等は、市民等から提出された意見を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方並びに当該政策等の案を修正した場合にあつては当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

（1） 賛否の結論のみを示した意見

（2） 内容が実施対象の内容に合致しない意見

（3） 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見

（4） 防府市情報公開条例（平成10年条例第28号）第6条に掲げる情報に該当する意見（前条第4項に規定する場合を除く。）

3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

（一覧の作成等）

第8条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、閲覧コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 市長は、この要綱による手続の実施結果を定期的に取りまとめ、その概要を公表するものとする。第1項の規定は、この場合について準用する。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。